

○広島県森林審議会条例

平成二十六年三月二十六日条例第七号

広島県森林審議会条例をここに公布する。

広島県森林審議会条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第一項の規定により置かれる広島県森林審議会（以下「審議会」という。）について、同法及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）に定めるもののほか、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

**第二条** 審議会の委員の定数は、十一人以内とする。

(議事)

**第三条** 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、森林法施行令第七条第一項の規定により、審議会に部会を置いた場合における当該部会について準用する。この場合において、前二項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

**第四条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。